



同じ地域に住んでいる人がつながり・交わる

# 地域共生の

## まちづくり

歳をとっても障害があっても住み慣れた地域で、その人らしく生活を送るためには、同じ地域に住む人々の相互理解や、支え合い・助け合いが重要となります。市では、西宮市社会福祉協議会(以下、市社協)と連携しながら、高齢、障害、子どもといった分野に関わらず、同じ地域に住んでいる人がつながれる、交わる「地域共生」のまちづくりの輪を広げる取り組みを行っています。

問合せは地域共生推進課(0798・35・3135)、または市社協地域福祉課(0798・23・1140)へ。

### ●地域が主体となって運営●

## つどい場づくりを進めます

市と市社協では、住民同士のつながりが生まれる地域の居場所として、つどい場同士の交流や情報提供などの支援を行っています。

「つどい場」とは、個人の自宅を開放したり、空き家などを活用し、子どもから高齢者、障害のある人などさまざまな人がより身近に、気軽に集まれる場所です。左写真参照。

地域共生のまちづくりの拠点となるよう、地域が主体と



▲「つどい場」では、さまざまな人が集い、おしゃべりを楽しんでいます  
 ▲空き家を活用したつどい場「和(なごみ)」

地域のつながりづくりのきっかけに

## 西宮いきいき体操

市では、高齢期になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、「西宮いきいき体操」の普及啓発や体操指導を行っています。

高齢者の体力づくりとして身近な集会所などで地域の皆さんと気軽に取り組める体操で、住民同士でのつながりづくりのきっかけとしても活用することができます。

10人以上のグループで週1回自主運営をする等の条件がありますので、興味のある人は、地域共生推進課(0798・35・3294)までお問い合わせください。

◆「介護予防サポーター養成講座」受講生募集 6月23日(月)・30日(月)に市役所東館8階、7月8日(火)に職員会館3階で。時間はいずれも午後1時から。3回シリーズ。西宮いきいき体操と実施グループの自主運営について。定員あり。申込方法など問合せは地域共生推進課へ

### 市社協支部・分区

## 交流活動を紹介

市社協は、市内に9支部・33分区を置き、自治会や民生委員・児童委員、地域関係団体などと連携し、左表のような住民同士のつながりづくりを進めています。

### 市社協支部・分区の交流活動

活動名	内容
ふれあい・いきいきサロン	公民館、市民館、集会所などで気軽に集い楽しみながら、近所同士の触れ合いから、仲間づくりの輪を広げています
ふれあい昼食会	一人暮らしの高齢者などが地域で孤立しないように、ボランティアによる手作りの食事を囲みながら交流し、日頃のつながりづくりをしています
子育てサロン	子育て中の母親、父親が子どもと一緒に気軽に集うことで、友達ができ、子育ての悩みを解決したり、お互いに情報交換ができる場です
各種交流事業	多世代の人たちが参加できる行事や障害のある人との相互理解を深めるための「ふれあい交流事業」などを行っています

### 地域でまじくるを進めよう

皆さんは「まじくる」という言葉を知っていますか。

◆個人で自宅を月数回開放、空き家等を活用して実施  
 ◆近所の高齢者や学校帰りの子どもたち、また、介護家族や介護に関わる人が集うなどさまざまな人が気軽に集まれる場所  
 ◆つどい場での出会い、つながりが楽しみや安心につながる

◆「つどい場事例集」の活用を市内のつどい場の事例などを紹介。問合せは市社協地域福祉課へ

## 宮っ子のいえアドバイザーを派遣

市では、空き家、自宅の空きスペース、マンションの集会室などを活用し、コミュニティの拠点としてつどい場を開設しようとする市民や団体に対して、「宮っ子のいえアドバイザー」を派遣しています。費用は無料で、1件当たり最大5回まで利用できます。派遣するアドバイザーは、技術士(建設部門)、一級建築士など住まいやまちづくりに関する専門的な資格を有する人です。

問合せはすまいづくり推進課(0798・35・3778)へ。

## 社協会員 会費制度へご協力を

地域福祉の充実に向けて、社協活動に参加、また、財政面から支えてもらえるよう会員(サポーター)を募集しています。会費は、支部・分区の交流活動などの推進に活用されています。地域の皆さんの理解・協力のもと取り組みを

進めており、地域福祉活動を進めていくうえで大きな財源となっています。

問合せは市社協総務課(0798・34・3366)へ。

【対象・会費】個人会員：市内在住者：年間1口500円▽団体会員：市内施設・団体および事務所：年間1口500円▽賛助会員：①市外在住者：年間1口500円、②市外施設・団体および事務所：年間1口5000円

広告

**JR西宮駅南側 徒歩2分(国道2号線沿い)**

**借金問題** 任意整理 自己破産 過払金請求  
 ☆過払金請求は、取引終了後10年で時効。お早めに!  
 ☆借入先が分かれば、資料なしでもOK。

**相続 交通事故 離婚**  
 その他、民事事件一般

◎相談料：何度でも無料!

**西宮法律事務所**  
 電話番号 0798-26-2726  
 兵庫県弁護士会所属 弁護士 芦原 健 弁護士 楠元 亨  
 西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302  
<http://www.nishinomiya-law.jp/>

**今日も元気な会員が頑張っています**

★お部屋のお掃除、お食事作り、片づけなどの家事援助  
 ★ご家庭の網戸や障子の張替え  
 ★庭木の水やりや、お庭のお掃除  
 ★4月より成人向けのワンコイン英語初級教室始めました

詳しくは、センターへお問い合わせください

公益社団法人 **西宮市シルバー人材センター**  
 〒662-0862 西宮市青木町2-5 <http://www.nishisilver.com>  
 TEL: 0798-72-3461 FAX: 0798-72-3542